

学校法人明星学苑外部資金による研究に関わる研究補助者に関する規程

平成 21 年 11 月 20 日

制 定

(目的)

第1条 この規程は、明星大学(以下「本学」という。))における、受託研究及び共同研究等の外部資金による研究に関わる研究体制の充実を図るため、研究の遂行を補助する者(以下「研究補助者」という。))について、必要な事項を定める。

(研究補助者の種類)

第2条 前条に定める研究補助者の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究補助員 (Research and Technical Assistant)

学校法人明星学苑外部資金による研究に関わる研究員に関する規程(平成 21 年)第 3 条に定める研究員(以下「研究員」という。))の研究を補助する者

(2) リサーチ・アシスタント (Research Assistant) (以下「RA」という。))

研究員の研究を補助する大学院生及び学部等学生並びに研究生

(職務の内容)

第3条 研究補助者は、外部資金による研究の代表者(以下「研究代表者」という。))の指示に従い、大学における研究を補助する。

(雇用及び選考)

第4条 研究補助員の契約期間は 1 年未満、RA の契約期間は 6 箇月以内とし、学長が雇用契約を締結する。ただし、更新を含む最長契約期間は当該研究の研究期間とするが、通算契約期間の上限は最長で 5 年間とする。通算契約期間とは、労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)第 18 条第 1 項及び第 2 項に定める意味と同一とする。

2 研究補助者の雇用は、研究代表者が推薦し、研究代表者が所属する部局の長及び本学連携研究センター長(以下「センター長」という。))が承認の後、学長が決裁するものとする。

3 第 1 項の規定により雇用契約期間満了となった研究補助者は、6 箇月以内に学苑と雇用契約を締結することはできない。

4 研究補助員は、学校法人明星学苑パートタイマー等職員就業規則(平成 13 年)に定めるパートタイマーとする。

5 RA は、学校法人明星学苑パートタイマー等職員就業規則(平成 13 年)に定めるパートタイマーとする。

(RA の勤務時間)

第5条 RA の勤務時間は 1 日 7 時間以内とし、かつ、週 21 時間以内とする。

2 研究代表者は、RA の勤務時間を本人の学修に支障が生じないように管理しなければならない。

(給与)

第6条 給与は時間給とし、別に定める。

2 給与は、当該研究の外部資金を充当する。ただし、当該研究の外部資金を配分する配分機関等において別に定めがある場合は、その定めに従うものとする。

(守秘義務)

第7条 研究補助者は当該研究を通じて知りえた秘密情報を、本学の許可なく外部に発表、開示、漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(職務発明)

第8条 研究補助者は当該研究による発明等の取扱いに関して、学校法人明星学苑職務発明規程(平成21年)に則り手続を行うものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めのない事項については、学校法人明星学苑パートタイマー等職員就業規則(平成13年)に準ずるものとし、そのほか必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年11月20日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、2020年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2023年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2024年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2025年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2026年4月1日から施行する。